大分県スキー・スノーボード連盟規約

昭和４７年１０月　１日施行実施
昭和５１年１０月２０日改訂施行
昭和５３年　４月２８日改訂施行
平成　４年　４月　７日改訂施行
平成　８年　６月２８日改訂施行
平成１２年　５月３０日改訂施行
平成１６年　４月２５日改訂施行
平成１８年　４月２６日改訂施行
平成３１年　４月２０日改訂施行
令和　３年　４月２４日改訂施行
令和　４年　４月２３日改訂施行
令和　７年　４月２６日改訂施行
令和　８年　８月　１日改訂施行

第１章　名称と事務局

第１条(名称)

本連盟は大分県スキー・スノーボード連盟(英名　Ski　And　Snowboard　Association　of　OITA)という。

第２条(事務局)

本連盟は事務局を大分県内に置く。

第２章　目　　的

第３条(目的)

本連盟はアマチュア、スポーツ団体であってスキー・スノーボードの正しい普及、振興を期し、もって県民の体力向上をはかり、併せて各加盟団体及び関係諸団体との親睦を図ることを目的とする。

第３章　事　　業

第４条(事業)

本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

①スキー・スノーボード競技会・準指導員検定会・バッジテスト・講習会・研究会を開催すること。
②各加盟団体との共催による競技会・講習会の開催、並びにその事業への後援をすること。
③大分県スキー・スノーボード界を代表して、全日本スキー・スノーボード連盟ならびに大分県スポーツ協会等に加盟すること。
④大分県を代表する選手を選考し各種大会に代表を送ること。
⑤本連盟の所属会員の登録を行うこと。
⑥その他、本連盟の目的達成に必要な事業を行うこと。

第４章　加 盟 団 体

第５条(加盟の資格)

本連盟の加盟団体（以下加盟団体という）は本連盟の目的に賛同して正しく結成された県内のスキー・スノーボード団体、及び近県のスキー・スノーボード団体とする。

2)加盟団体は５名以上の会員が在籍することを要する。但し、評議員会において認めた場合はこの限りではない。

第６条(加盟の方法)

本連盟に加盟しようとする団体は次の事項を明記した申込書に会則を添え本連盟会長宛に申し込むものとする。

1,名　称　2,所属会員名簿　3,設立年月日　4,会員のSAJ有資格者　5,所在地.

第７条(加盟の承認)

本連盟は評議員会の議決により加盟の承認を行う。但し理事会の審議により、仮承認することが有る。

第８条(脱退)

加盟団体が本連盟を脱退しようとするときは、その理由を明記した脱退届けを会長宛に提出しなければならない。

第９条(加盟団体の権利)

加盟団体は、本連盟ならびに、全日本スキー・スノーボード連盟の主催又は主管する競技会及び検定会に、全日本スキー・スノーボード連盟に登録した会員(本連盟の所属会員)を参加させることが出来る。
又、加盟団体は上記以外の各種行事で本連盟主催、主管、又は後援するものに、その会員を参加させることが出来る。

2)加盟団体は評議員を本連盟の評議員会に出席させ、審議に参加し議決権を行使することが出来る。
但し、評議員は代理を認める。

第１０条(加盟団体の義務)

加盟団体ならびにその会員は、本連盟の規約、関係諸規定及び評議員会の決定に従わなければならない。

2)加盟団体は前条に定める評議員会に評議委員を出席させなければならない。
但し、やむを得ない理由があるときは、理由書および委任状を評議員会が開催されるまでに本連盟会長宛、事務局に提出しなければならない。

3)加盟団体は、第 46 条に定められた負担金を毎年 3 月末日までに納入しなければならない。

4)加盟団体は、第 6 条によって届出た事項に変更があったときは、ただちに本連盟会長宛に報告しなければならない。

5)加盟団体は毎年ＳＡＪ登録時に加盟団体評議委員及び役員名簿(役名・氏名・ふりがな・〒・住所・TEL・勤務先・勤務先TEL・携帯電話)を本連盟会長宛て、事務局に提出しなければならない。

第１１条(登録)

加盟団体はその会員のうち、全日本スキー・スノーボード連盟の登録を必要とするものを掌握し、本連盟を通じ全日本スキー・スノーボード連盟に登録をしなければならない。

2)登録については、全日本スキー・スノーボード連盟登録規定ならびに本連盟の別に定める登録規定の補足によるものとする。

第５章　役　　員

第１２条(役員)

本連盟に次の役員を置く。

会　長	１ 名	
副会長	若干名	
評議員	加盟団体の会員数	
	１０名以内	１ 名
	１１名以上２０名まで	２ 名
	２１名以上３０名まで	３ 名
	３１名以上４０名まで	４ 名
	４１名以上	５ 名
常任理事	若干名	
理事長	１ 名	
理事	若干名	
監事	２ 名	

尚、必要に応じて理事の中より副理事長１名を置くことが出来る。

第１３条(役員の選出)

会長・副会長は評議員会において選出する。

2)理事は評議員会において、加盟各団体から１名づつ選出する。また、会長はこの他評議員会の承認を得て若干名の会長推薦理事を委嘱することが出来る。

3)理事長は、理事の互選によって決める。

4)監事は、評議員会において選出する。

5)会長・副会長・理事・監事は評議員を兼ねることが出来ない。評議員がこれらの役員に選出されたときは、その加盟団体は別に評議員を選出するものとする。

第１４条(会長・副会長)

会長は本連盟を代表し会務を総理する。

2)副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又は欠けたるときは、これを代理する。

第１５条(常任理事)

常任理事は、理事長・総務部長理事・教育部長理事・競技部長理事及び副理事長・各部副部長・会計担当理事で構成する。

第１６条(理事)

理事は理事会を構成し、理事長を補佐し会務を執行する。

第１７条(理事長・副理事長)

理事長は理事会の会務を掌理する。

2)副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるとき、又は欠けたるときは、これを代理する。

第１８条(監事)

監事は必要に応じ会計及び会務を監査する。

2)監事は理事会に出席し、意見を述べることが出来る。

第１９条(役員の任期)

本連盟の役員の任期は就任後第２回目の定時評議員会終結のときに満了する。

2)役員に欠員を生じたときは、それぞれの選出規定にしたがって補充することが出来る。
但し補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第２０条(その他)

本連盟の関係団体への役員選出の必要あるときは、理事会において審議の上、理事又は、その他本連盟の所属会員の中から選出する。

第６章　名誉会長・顧問・参与

第２１条(名誉会長・顧問・参与)

本連盟に名誉会長１名・顧問・参与若干名を置く事が出来る。

2)名誉会長は前会長とし、本連盟の会議に出席し、意見を述べることが出来る。

3)顧問は本連盟に対し、特に功労のあったものを評議員会の承認を得て会長が委嘱し会長の諮問に応じる。

4)参与は本連盟に対し、功労のあった者のうちから理事会の決定を得て会長が委嘱し理事会の諮問に応じる。

第７章　運　　営

第２２条(評議員会)

評議員会は本連盟の最高議決機関である。

第２３条(構成)

評議員会は役員および評議員をもって構成し、議長・副議長は出席評議員の中から選出する。

第２４条(会議)

評議員会は、次の事項を審議決定する。

①予算の審議ならびに決算の承認
②事業計画と事業報告
③加盟団体の提出議案の審議
④役員の推薦、選出
⑤関係団体への加入・脱退・役員の派遣
⑥新加盟団体の承認
⑦本規約の改廃
⑧その他議決を要する事項

第２５条(開催)

評議員会は毎年１回４月に会長が招集する。

但し会長が必要と認めたとき、又は評議員総数の３分の１以上から会議の目的を示して請求のあったときは、会長は臨時評議員会を招集しなければならない。

2)同一議題について再度評議員会を招集したときは、前項にかかわらず出席評議員数をもって成立するものとする。

3)社会的情勢等により評議員会開催が困難な場合は、招集、出席に代わり書面または電磁的記録により議案を諮ることができる。

第２６条(議案)

加盟団体からの評議員会における提出議案は３月末日までに文書をもって会長宛に提出しなければならない。

第２７条(議決)

評議員会の議決は、出席評議員の多数決（２分の１以上）によるものとし、賛否同数のときは議長が決する。

2)書面または電磁的記録による議決は、同意意思の表示によって議決をしたものとみなす。

第２８条(議事録)

評議員会は、議事録を作成し、出席評議員２名の署名を得た上で保存しなければならない。

第２９条(常任理事会)

常任理事会は、本連盟の執行機関である。

第３０条(構成)

常任理事会は、会長・副会長・理事長・総務部長・教育部長・競技部長及び副理事長・各部副部長・会計担当理事で構成し、理事長が議長となる。但し理事長事故ある時は、副理事長が代理する。

第３１条(開催)

常任理事会は、定期的に開催されるものとする。

第３２条(議決)

常任理事会での決議事項は、理事に報告される。

2)常任理事会で重大懸案事項が生じた場合は、理事会にて決議をもとめる。

3)理事会での審議困難な議案については、常任理事会で決定する。

第３３条(理事会)

理事会は本連盟の執行機関である。

第３４条(構成)

理事会は、名誉会長・会長・副会長・および理事(理事長・副理事長を含む)をもって構成し、理事長が議長となる。

但し理事長事故あるときは、副理事長がこれにあたる。
また、理事が事故あるとき、又は欠けたるとき、代理の出席を認める。

第３５条(開催・召集)
理事会は定期に年３回開催され、その他必要に応じて理事長が招集する。但し理事８分の１以上により会議の目的を示し請求があったときは、理事長はただちにこれを招集しなければならない。

第３６条(構成)
理事会は構成人員の２分１以上の出席がなければ開催することが出来ない。
但し同一議事に関し再度招集した場合はこの限りではない。

第３７条(議決)
理事会の議決は出席構成員の多数決（２分の１以上）による。但し賛否同数のときは議長がこれを決める。

第３８条(議事録)
理事会は議事録を作成し保存する。

第３９条(専門部)
本連盟の会務の執行を円滑にするため、理事会に直属する総務部・教育部・競技部の三部を置く。

第４０条(所属)
理事長（副理事長）を除く全理事は理事会の互選により前条に定める部に所属するものとる。

第４１条(人員)
各部に部長および副部長若干名を置くことが出来る。
2)部長および副部長は、各部理事の互選によって選出し、理事会の議決を経て決定する。
3)会計担当理事は総務部長が指名し、理事会の承認を得て決定する。

第４２条(総務部)
総務部における事務分掌は次の通りとする。
①評議員会関係の事務処理
②理事会の議題整理ならびに理事会議事緑の作成
③文書の収受、発送および保管資産の管理
④資産の管理及び金品の収支
⑤新加盟団体の仮承認に関する事務処理ならびに全日本スキー・スノーボード連盟登録規定に関する事
⑥規約、諸規定その他に属さない事項の事務処理
⑦その他、他の部に属さない事項の事務処理

第４３条(教育部)
教育部における役務の文章は次の通りとする。
①本連盟主催、主管のスキー・スノーボード関係行事の企画立案
②基礎スキー・スノーボードの普及に関する企画立案
③公認スキー・スノーボード学校バッジテスト等の認定条件等の審査
④公認指導員の資質の向上に関する企画立案
⑤その他基礎スキー・スノーボード教育に関する事務処理

第４４条(競技部)
競技部における役務の分掌は次の通りとする。
①本連盟主催、主管のスキー・スノーボード競技関係行事の企画立案
②競技選手の強化、派遣に関する企画立案
③本連盟公認スキー・スノーボード競技等の認定条件等の審査
④年度における競技関係記録の整理並びに記録簿の作成
⑤その他競技に関する事務処理

第８章　　資産および会計

第４５条(資産および収入)
本連盟の資産および収入は次の各号のとおりとする。
①財産目録記載の資産
②加盟団体の加盟金および負担金
③登録手数料
④事業にともなう収益金
⑤補助金および寄付金
⑥その他の収入

第４６条(加盟金・負担金)
第１０条 第３項、および第 45 条、第 2 項に定められた加盟金および負担金は次ぎのとおりとする。
加盟金は各加盟団体ごとに１０，０００円（加盟年次のみ）
負担金は一律２５，０００円とする。

但し、以下の減額処置を設ける。
①加盟団体の登録会員数による減額。

１０名以内　　１５，０００円
１１名以上２０名まで　　１０，０００円
２１名以上３０名まで　　５，０００円　の減額とする。

②登録人数増員に伴う減額とし、各加盟団体は前年度の登録人数の２５％・５０％それぞれの増員に達成した年度のみ、負担金額の２５％・５０％に減額する。

４７条(会計年度)

本連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第４８条(管理・実行)

１）本連盟の資産、収入および支出は会長が管理し、会計担当の理事がその実行にあたる。
２）５万円以上の物品を購入したとき又は寄贈されたときは、備品管理台帳を作成し管理する。台帳に記載する項目は、備品名、取得年月日、取得価額及び耐用年数とし、廃棄するときは理事長の承認を得るものとする。

第４９条(予算)

本連盟の収支予算は、理事会の審議を経て編成し、新年度初頭の評議員会の議決を得なければならない。

第５０条(決算)

１）本連盟の収支決算は、監事の監査を経て、当該会計年度直後の評議員会に報告し、その承認を得なければならない。
２）会計帳簿、取引証憑書類及び事業に関する書類は５年間保存する。

第５１条(特別会計)

本連盟は、評議員会の議決により特別会計を設けることが出来る。

第５２条(その他)

本連盟の役員は、その職務のための必要な実費および旅費は支給されるものとする。
この支給に関しては、SAJ指導員に対するアマチュア規定第９項旅費および謝礼に対す規定に準じる。

第５３条(慶弔)

本連盟に特に関係あるものの慶弔については、別に定める慶弔規定にしたがい慶弔金をおくることが出来る。

第９章　　賞　　罰

第５４条(表彰)

加盟団体又は、その会員がスキー・スノーボード界のために、特に貢献し、あるいは功績のあるときは、別に定める規程により表彰することができる。

第５５条(除名または権利停止)

つぎの各号に該当するときは理事会の審議を経て、評議員会の議決により、権利停止または除名されることがある。

2) 加盟団体が第 46 条に定める負担金を期日までに納入しないときは、第 9 条第 1 項に定める権利を停止する。
3) 加盟団体が 2 年連続して評議員会に無断欠席したときは第 9 条第 1 項のほか、同条第 2 項に定める権利を停止する。
4) 加脇団体が 2 年連続して負担金を納入しないときは除名する。
5) 加盟団体が 3 年連続して評議員会を欠席したときは除名する。
6) 前各号に定めるほか、本連盟規約に違反し、あるいは、著しく不都合の行為があったときは、除名することがある。
7)

第 10 章　　規約の改廃

第５６条(規約の改廃)

本規約を改廃しようとするときは、出席評議員の 3 分の 2 以上の賛同を得て決定しなければならない。

第 11 章　　付　　則

第５７条(付則)

本規約に定めのない事項に関しては、全日本スキー・スノーボード連盟の規約により補足するものとする。

第５８条(施行)

本規約の施行は昭和５３年４月２８日とする。

以上

登録規定の補足

第１条（会員）

大分県スキー・スノーボード連盟規約第１１条第２項により本補足を設ける。

第２条（大分県スキー・スノーボード連盟会員）

本連盟を通じ全日本スキー・スノーボード連盟に登録を行えば、自動的に本連盟会員となる。

第３条（期間）

登録は毎年更新するものとし、１１月末日までにその手続きを完了しなければならない。

第４条（登録）

登録事項は、全日本スキー・スノーボード連盟の規程様式に基づく。

第５条（登録料）

登録料は大分県スキー・スノーボード連盟の定めるところによる。

慶弔規定

第１条（規定）

大分県スキー・スノーボード連盟規約第５３条により本規程を設ける。

第２条（慶弔金）

１）本連盟登録会員で、理事会が必要と認めたとき、理事会の議決により慶弔金をおくる。
２）慶弔金の金額については理事会において決定する。
３）西日本ブロック内の慶弔時、県連事務局に連絡有りの場合に限り、弔電、祝電を打つ、全日本、他ブロックについても同様。
４）西日本ブロック、現職の会長、副会長、理事長についての慶弔は常任理事が出席し慶弔金を供する。
５）旅費、日当については県連規定を適用する。

表彰規定

第１条（規定）

大分県スキー・スノーボード連盟規約第５４条により本規程を設ける。

第２条（表彰）

本連盟登録会員が次の各号に該当するときは評議委員会の議決により表彰する。
１）会員が指導員、準指導員に合格したとき。
２）本連盟の発展に著しい功績のあったとき。
３）その他評議委員会が必要と認めたとき。

旅費規定

第１条

本連盟は、運営に必要な会議・行事に対して参加した理事に対し、その旅費を支給する。

第２条（会議）

旅費支給対象となる会議は、全日本スキー・スノーボード連盟及び西日本ﾌﾞﾛｯｸ協議会・九州地区協議会、主催の会議とし、理事会にて必要が認められ、派遣された者に対し支給する。
その他、大分県スキー・スノーボード連盟規約第５３条及び慶弔規定第３条にて、本連盟役員が出席する場合は、旅費・宿泊費を支給する。
但、本項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めた場合は諸経費を支給する。

第３条(行事)

旅費支給対象となる行事は、全日本スキー・スノーボード連盟及び西日本ﾌﾞﾛｯｸ協議会・九州地区協議会、主催の行事とし、理事会にて必要が認められ、派遣された者に対し支給する。

第４条（本連盟主催事業）

1) 本県連主催会議の参加者についての旅費は、原則として、支給しないものとする。
2) 但し、理事会等の出席者に対し、旅費の一部を支給することができる。
3) 各種会議及び打ち合わせ(県スポーツ協会・体育保健課・その他必要に応じた挨拶・お礼・打ち合わせ)により生じた旅費については、開催地が大分市内の場合支給しない。その他の地区については、別途定める。
4) 本県連主催事業(県民スポーツ大会・県選手権大会・ジュニア選手権大会)については、旅費その他の支給は行わない。ただし、事前宿泊が困難など参加者の負担が大きい状況がある場合は、常任理事会の決議により、支給の可否を判断できるものとする。

第５条（報告）

各会議・行事に参加した者は、理事会又は常任理事会にて報告を行わなければならない。
報告のない場合は、旅費の支給を停止する場合がある。

第６条（支給）

1） 各種・事業・会議終了後、旅費の請求を２ヶ月以内に行う。
2） 理事長又は総務部長の確認後、会計担当理事が支給する。
3） 会計担当理事への直接請求は認めない。

第７条（定額旅費）

本連盟主催の行事について、開催地が下記の場合定額による旅費を支給する。
1） 宮崎県五ヶ瀬（定額）２５００円の旅費を支給。
2） 大分県九重町（定額）１５００円の旅費を支給。
3） その他県内（定額）１０００円の旅費を支給。（大分・別府を除く）

第８条（その他の旅費規程）

本連盟では、旅費以外に次の諸経費を支給する。
1） 日当、１０００円（一日当り）
2） 雑費、　５００円（一日当り）
3） 自家用車使用料、５０００円（県外のみ一律、一回）
4） その他、領収書にて精算。

第９条（その他）

その他の連盟関係行事・事項に関する、旅費・日当その他については、各部の規程に基付き、収支予算内にて決定する（各部の規程は別途定める。）